

ディスカッション・ポイント EPS 専門委員会

1. EPS に関する検討について

EPS 専門委員会では、昨年 12 月の「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴い、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」等についても、所要の改正を進めている。また、会計基準のコンバージェンスの観点から、貸借対照表日後に行われた株式分割、株式併合等の修正再表示の検討も行っている。さらに、当専門委員会の今までの審議に基づき、IASB の今後の検討でも影響を受けないと考えられる IFRS との既存の差異や我が国の市場関係者から実務上の対応要請のある点（転換価格修正条項付転換社債（MSCB）の取扱い等）がある。これらの点について、平成 22 年 1 月 28 日の企業会計基準委員会では、短期的に対応する方向で審議がなされた。

今回は、文案検討にあたり、次の論点を中心にご審議いただくこととしたい。

■ 適用時期の取扱い

短期的な改正を予定している項目は、以下の 2 つに分類される。このうち (1) については、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」における適用時期と合わせることが整合的であると考えられるが、(2) については、どのように定めるべきか。

- (1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴う所要の改正項目
- (2) IASB の今後の検討でも影響を受けないと考えられる IFRS との既存の差異及び我が国の市場関係者から実務上の対応要請のある項目

1 案 (1) 及び (2) について、適用時期を区分せず、共に「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」と併せて平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとする。また、比較可能性の観点から (2) についても早期適用は認めない。

2 案 (2) については、原則として (1) と同様の取扱いとし、また利用者の情報ニーズを踏まえ、早期適用を認める。

3 案 (2) については、利用者の情報ニーズを踏まえ、平成 23 年 3 月の年度末から原則適用することとし、比較可能性の観点から早期適用を認めない。

2. 今後の検討スケジュール

専門委員会日程	委員会日程	主な審議事項
2 月 8 日（済み）	3 月 11 日（今回）	・ EPS 会計基準等の文案検討
3 月 26 日（予備日）	3 月 25 日又は 4 月	・ EPS 会計基準等の公開草案議決予定

（参考）短期的な対応を行う改正箇所（案）及び概要は、以下のとおりである。

		改正箇所(案)	概要
IFRSとのコンバージェンスに伴う改正	会計基準第24号関連	当期中及び貸借対照表日後に、株式併合、株式分割等が行われた場合の取扱い (会計基準案第19項、第31項、第51項、第51-2項、第60項、適用指針案第16項、第41項)	EPS計算上、変更後の株式数を遡及的に反映する。
		会計上の変更及び誤謬の訂正を行った場合の取扱い (会計基準案第30-2項、第30-3項、第59-2項、適用指針案第36-2項)	遡及適用又は修正再表示の影響をEPS計算及び1株当たり純資産額に反映する。
	その他	ストック・オプションに関する取扱い (適用指針案第22項、第53-2項)	潜在株式調整後EPSの計算上、自己株式方式を用いる際に、行使による入金額に将来企業に提供される財貨又はサービスの付与日時点の公正価値を含める。
		子会社等が親会社の潜在株式となる証券等を発行した場合の取扱い (適用指針案第33項)	子会社等が親会社の潜在株式となる証券を発行した場合には、親会社の潜在株式に含める。
		親会社の子会社等の潜在株式となる証券等を発行した場合の取扱い (適用指針案第33-2項)	連結上の潜在株式調整後EPSの算定にあたっては、当該潜在株式について、当期純利益の調整額のほか、想定される転換の結果、子会社等の普通株式増加に起因する親会社の損益の変動（配当収入や持分法利益など）についても普通株式に係る当期純利益に加減する。
	その他の改正	四半期財務諸表の取扱い (適用指針案第37-2項、第63-2項)	四半期会計基準に定められているが、EPS基準においても、中間財務諸表の取扱いと同様、四半期財務諸表の取扱いも明記する。
MSCB・MSワラントの取扱い (実務対応報告案Q5-2)		期中における転換価格（行使価格）の修正を考慮する。	

以上